

欠陥 改憲手続き法

愛媛大学教授 井口秀作さんに聞く

一権力側が、改憲に反対する国民の運動にかける規制とはどんなものですか。

国民の運動を抑制する自由の「過小」という点では、公務員と教職員に対して「地位利用」による投票運動の禁止があります。「地位利用」という概念は極めてあいまいで、どこまで規制対象なのか明確でなく、国家権力の恣意(しい)的な裁量で教員や公務員の運動を規制できます。例えば、改憲に反対する教員が9条の成立の歴史的経緯を語った授業の終了後、教室の外で改憲反対を呼びかけた場合に「教員の地位利用」と狙いうちされる恐れもある。そうならば、他の教職員の発

言を抑制させる萎縮効果は極めて大きいものがあります。

公務員法の規定適用

また、公務員の政治活動を

ません。

03年の総選挙の際、旧社会保険庁職員の堀越明男さんが休日に関産党のビラや機関紙などを配布したことが国家公務員法と人事院規則に違反するとして逮捕・起訴された事件(その後、無罪確定)がありました。同様に、公務員が改憲に反対する「しんぶん赤旗」を、職場と関係ない場所

改憲強硬派の強い主張で一転、原則「適用」となった経緯があります。

最低投票率がないため、仮に20〜30%という極めて低い投票率でも、改憲賛成の票が有効投票総数(賛成票と反対票の合計)の過半数に達すれば

「国民投票に最低投票率が規定されていない問題もありません。」

また、公務員の政治活動を禁じた公務員法との関係でも問題があります。手続き法は「地位利用」を禁止しつつも、一般公務員の国民投票運動自体は認めています。しかし、実際に国民投票運動を行うおうとしても、公務員法の「政治活動の禁止」規定が除外される仕組みにはなっていない

を訪問しました。英国の下院議員の一人は、欧州連合(EU)離脱の是非をめぐる国民投票などの経験から、「賛成票が全有権者の50%以上でなければならぬ」といった最低ラインを設けなければ、国民投票の結果に正統性がないのではないかと日本の議員団に提起しています。

また、国会の発議では、総

を40%にしたとき、投票率39% (不成立) で賛成99%の場合と、40% (成立) で賛成51%の場合を比べると、より多くの賛成を得ているのに不成立で「否決」という矛盾が起こるということです。

最低投票率の規定なし

で一市民として配布しても「国民投票運動に名を借りた政治的行為」として逮捕されるおそれがあります。

07年の法案審議のなかでは、国民投票運動には公務員法上の制限を適用除外とする方向で議論が進んでいました

議員の3分の2以上の賛成が要件とされており、棄権や無効票は「反対」と扱われることとバランスが取れませんでした。

英国の経験から学ぶ

昨年、衆院憲法審査会の議員団が、各国の憲法と国民投票制度を調査する目的で欧州

これに対し、「最低投票率」を不要とする人たちは、「民意のパラドックス」という話を持ち出します。最低投票率

安倍首相は、改憲は最終的には国民投票によって国民が決めることだとし、「国民が(改憲の)権利を行使するために、国会で議論を深めていく義務がある」などと述べています。しかし、改憲反対の立場からすれば、国民投票どころか発議自体が必要ないのです。現実には、改憲を優先的課題と考える国民は決して多くありません。

(おわり)